

令和元年10月1日より使用料を改定します！

市では、各施設における使用料の適正化をはかるために、全ての公共施設を対象に3年から5年毎に使用料の見直しを行っております。

堅田なぎさ市民運動広場については、平成26年4月の改定から、5年以上が経っていることから、本年10月に予定されている消費税率10%への改正に合わせて、使用料の改定を実施いたします。

新しい使用料については、「施設使用料算定基準」を基に、施設の維持管理に要する経費に依りて算定しております。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、公共施設使用料の適正化に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

〇堅田なぎさ市民運動広場使用料

(単位：円)

室名	使用区分		市民の方		市民以外の方	
			現行	改定後	現行	改定後
				R1.10.1~		R1.10.1~
運動広場	スポーツで使用	2時間	0	0	630	770
	上記以外で使用		2,510	3,110	2,510	3,110

【お問い合わせ先】

市民スポーツ・国スポ・障スポ推進課 電話 077-528-2637 fax 077-523-7855